福祉医療費助成制度の概要

1 目 的

福祉医療費助成対象者(重度心身障がい者及びひとり親家庭)に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る。

2 実施主体

市町村

(事業に要する経費の2分の1 を県が補助)

●主な改正経緯

S48. 4月	制度創設	対象者:70歳以上の者、寝たきり者、 重度知的障がい者、重複障がい者、 重度身体障がい者 自己負担:なし
S54. 10月	対象者拡大	母子家庭を追加(所得税非課税世帯)
S58. 2月	対象者縮小	70歳以上の者を削除(老健対象のため)
<u>H13.8月</u>	自己負担導入所得制限導入	1 医療機関あたり 1 ヶ月500円(薬局を除く) 特別障害者手当の所得制限を準用(障害者本人のみ)
<u>H17. 10月</u>	対象者拡大自己負担拡大	父子家庭を追加(母子家庭→ひとり親家庭) 1割(薬局を除く) 限度額設定

3 対象者(対象者数は平成25年4月1日現在)

対 象 者	対象者数と割合	要件	所得制限
重度知的障がい者	2,171人(8.5%)	療育手帳A所持者	特別障害者
重度身体障がい者	14,305人(55.7%)	身障手帳1~2級所持者	手当の所得
重複重度障がい者	31人(0.1%)	身障手帳3~4級+IQ50以下	制限を準用
寝たきり者	18人(0.1%)	65歳以上で3か月以上臥床	[20歳未満]
		し、他人の介護が必要な者	しはなし
ひとり親家庭	9,149人(35.6%)	18歳未満又は高校3学年修了	所得税非課
		までの児童を養育する配偶者	税世帯
		のない者及び当該児童	
合 計 数	25,674人		

4 助成する医療費の範囲

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたときに、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者が負担することとなる費用(入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く)から医療費の1割(次表の限度額を超える場合は、次表の額)を控除した額。

区	分		控除額(自己負担限度額)	
	カ	対象者数と割合	入院	入院外
1	2及び3以外	10,145人(39.5%)	40,200円	12,000円
2	市町村民税世帯非課税者	14,909人(58.1%)	7,500円	4,000円
3	20歳未満の障がい児・者	620人(2.4%)	2,000円	1,000円
合 計 数		25,674人	(1医療機関1か月当たり	

福祉医療費助成制度見直し検討状況について

●福祉医療費助成制度検討会議の設置及び協議内容

(1) 検討会議設置日 平成25年2月26日(火)

(2) 参加機関 島根県健康福祉部 (青少年家庭課、障がい福祉課) 県内全市町村福祉医療担当課

(3) 現在の主な協議事項

①自己負担限度額引き下げ

	一般		低所得	
	入院	外来	入院	外来
現行	40, 200	12,000	7, 500	4, 000
ケース 1 一般を 1/2、低所得を 1/2 の負担へ	20, 000	6, 000	4, 000	2, 000
ケース 2 一般を 1/2、低所得を 1/4 の負担へ	20, 000	6, 000	2, 000	1, 000
ケース3 一般を 1/4、低所得を 1/4 の負担へ	10, 000	3, 000	2, 000	1, 000

【影響額の試算】 県 : +1.1 億円 ~ +1.9 億円

市町村 : +0.2 億円 ~ +0.9 億円

②対象者の拡大 (精神障がい者を追加)

_ STATE THE COLOR			
	入院	外来	
精神医療	Α	自立支援医療 (自己負担 10%)	
		В	
一般医療	С	D	

障がい者の自立に向けた特別支援事業

1. **対象者**【平成 23 年度】

身体障がい者(身体障害者手帳所持者数)38,911 人知的障がい者(療育手帳所持者数)6,755 人計 70,760 人精神障がい者(精神科入院又は通院患者)25,094 人(総人口の約 10%)その他発達障がいなど

2. 事業概要【H24 年度当初予算:806 百万円】

(1) 障がい者の地域生活移行支援

- ①相談支援体制の充実
 - ・相談支援体制整備事業 ほか
- ②生活の場の確保
 - グループホーム、ケアホーム整備事業
- ③就労訓練・活動の場の充実
 - ・ 障がい者就労移行推進事業
 - ・障がい者就労支援事業所工賃向上事業
 - ・障がい福祉と農業の連携促進事業

など

- ④地域生活移行・地域生活支援の充実
 - · 市町村地域生活支援事業
 - 精神障がい者地域生活移行支援事業

(2)極めて重度の障がい児(者)への支援事業

- ①サービス拠点の確保、在宅サービスの充実
 - ・重症心身障がい児(者)サービス提供体制整備事業
 - ・重症心身障がい児(者)巡回等療育事業

など

- ②強度行動障がい者への支援の充実
 - ・強度行動障がい特別支援体制整備事業
- ③ 障がい児の治療費用の負担軽減
 - ・ 障がい者療育支援事業 (県外受診交通費助成・滞在費貸付)

(3) 制度の狭間にある障がい者に対する支援

- ①発達障がい者支援体制整備事業
- ②高次脳機能障がい者支援事業
- ③子どもの心の診療ネットワーク事業

◆予算額推移

(百万円)

	福祉医療費助成事業	障がい者の自立に向けた特別支援事業	合計
H16	1,121	0	1,121
H17	911	316	1,227
H18	663	451	1,114
H19	658	599	1,257
H20	662	662	1,324
H21	686	742	1,428
H22	692	783	1,475
H23	646	874	1,520
H24	623	806	1,429

[※]当初予算ベース。ただし、H17特別支援事業は9月補正。